

補足説明

振替納税

振替納税とは、申告されたご本人名義の金融機関の預貯金口座から申告税額を自動的に納税する制度です。振替納税しない場合と比較して、納付期限が約1か月遅くなります。一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます（転居等により、所轄税務署が変わった場合には新たに手続が必要となります。）。

なお、振替納税を利用される場合は、利用される税金の納税の期限(平成29年分所得税は平成30年3月15日(木)までに、所轄の税務署又は口座振替を利用する金融機関に口座振替の依頼書を提出していただく必要があります(口座振替の依頼書は、税務署に用意してあるほか、「振替納税手続」のページからも入手できます。))。

所得税の延納

所得税の確定申告分については、平成30年3月15日(木)まで(振替納税の場合は平成29年4月中旬)に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成30年5月31日(木)まで延長することができます。延納期間中は年1.7%（変更されるかもしれません）の割合で利子税がかかります。（なお、利子税は、1000円未満切り捨てになる関係で、延納金額が27万円程度までであれば、利子税は、結果的にゼロとなります。）

予定納税

所得税では、その年5月15日までに提出された前年分の所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる方については、その年の7月（第1期）と11月（第2期）にそれぞれ基準額の1/3ずつを予定納税していただくことになっています。

対象となる方には、通常6月15日頃までに所轄税務署長から予定納税額の通知を行っています。